1 策定の趣旨

職業能力開発促進法では、「厚生労働大臣は職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定する」(第5条第1項)とされている。

また、「都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において 行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画(「都道府県職業能力開発計画」) を策定するよう努める」(第7条)とされているため、新たな計画を策定するもの。

2 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5か年

3 計画の内容

経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力等の労働力の産業別、職種別、企業規模別、年齢別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して、以下の事項について定める。(法第5条第2項、第3項及び第7条第4項)

- ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

4 大まかなスケジュール

令和6年度

- 7月 審議会 第 12 次計画策定の諮問、ニーズ調査案の審議
- •10月~ ニーズ調査 (予定)

令和7年度

- 第1回審議会 計画(骨子案)についての協議
- ・第2回審議会 計画(中間案:素案)とりまとめ
- パブリック・コメント
- ・第3回審議会 答申、計画(最終案) についての協議
- 会長から知事へ報告、計画策定

※国の次期職業能力開発基本計画策定の状況も参考にしながら、県の計画を策定する。